

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
1	委託契約書(案)、 要求水準書、 要求水準書別紙			文言の名称	以下の文言名称について、読み換えが可能かご 教示願います。 委託契約書(案)第20条(検収及び契約不適合責 任)第5項「受注者」は、「受託者」として読み換える という理解でよろしいでしょうか。 要求水準書第3条(業務の管理)第2項、要求水準 書別紙3-1(メーカー点検業務実施要領)第3項 「監督員」は、「監督職員」として読み換えるという 理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	公募型 プロポーザル 実施要領	2	第4項 (11) ア、イ	参加資格 (参加グループの 業務実績)	参加グループの代表企業及び構成員の同種業務 の業務実績について、「平成23年4月1日より令和 3年4月1日までに、…受託した実績を有すること」 とありますが、「平成23年4月1日から令和3年4月1 日までに業務が完了している実績」という理解でよ ろしいでしょうか。	様式3 維持管理業務経歴書に記載されていると おり、参加意向申出書の提出期限までに業務完 了済みのものとします。
3	公募型 プロポーザル 実施要領	2	第4項 (11) ウ	参加資格 (業務総括責任者 、副総括責任者 の要件)	実施要領では業務総括責任者及び副総括責任者 の配置要件として、「下水道法第22条第2項に規 定する資格を有する者」並びに「終末処理施設、 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場の業務経 験」がそれぞれ求められています。 一方、委託契約書(案)第12条(業務総括責任者 及び副総括責任者等)第2項、及び要求水準書第 10条(業務総括責任者の選任)並びに第12条(副 総括責任者の選任)では、「日永浄化センターに 常勤させる者のうち下水道法第22条2項の該当者 の中から選任しなければならない」とあります。 上記について、業務総括責任者と副総括責任者 の配置要件は、委託契約書(案)及び要求水準書 で示される内容を満たす者という理解でよろしいで しょうか。	業務総括責任者及び副総括責任者について、実 施要領に記載の要件を満たしている者を配置して ください。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
4	公募型 プロポーザル 実施要領	3	第6項	日程について (第二次審査)	注意書きで「応募が3社以下の場合、第一次審査と第二次審査を合わせて行う。」とありますが、この場合、第一次審査の日程(11月中旬頃)で執り行われるのでしょうか。 また、第12項(審査結果の通知について)(1)で、プロポーザル審査結果通知書に第二次審査の日時等が添付されるとあり、第17項(候補者決定までの流れについて)に示される公募型プロポーザル方式フロー図では通知が11月中旬となっています。 応募が3社以下の場合における第二次審査の日時等の通知時期をご教示願います。	応募が3社以下の場合、第一次審査及び第二次審査は11月中旬から12月初旬の間で行います。また、上記の場合の日時等の通知は10月中旬頃に行います。
5	委託契約書(案)		第8条 第3項	契約の保証	「当該保証は第36条の2第2項各号に規定する者による契約の解除…」とありますが、参照先の第36条(部分払)の内容は、第36条の2と合致しないと思われます。 本条項の参照先について、あらためてご教示願います。	委託契約書(案)の第44条の2第2項が参照先となります。
6	委託契約書(案)		第41条	秘密の保持	本条項について、受託者だけでなく委託者も含めた双方の秘密保持とすることは可能でしょうか。 受託者が委託者に提出する書類には、個人情報が含まれるものもあるため、確認するものです。	本業務において提出される書類に関しては、公文書として扱うため、開示請求があった場合には開示いたします。ただし、個人情報が含まれる場合は該当する部分のみ非開示とします。
7	要求水準書		第35条 第2項	施設の利用	通勤者用駐車場(約744m ²)で駐車できる台数について、ご教示願います。 また、駐車台数が足りない場合には、貴市と協議の上、追加で使用する頂くことは可能でしょうか。	通勤者用駐車場について、指定範囲内であれば台数制限はありません。また、駐車台数が足りない場合は、委託者が承認した場合は可能です。
8	要求水準書		第43条 第2項	受託者による 効率化方策の 提案	受託者による効率化方策の提案が委託者に承諾された場合は、「受託者が設置又は改良工事を行うものとする。」とありますが、設置又は改良工事にかかる費用は受託者負担になるのでしょうか。	提案内容にもよりますが、維持管理上必要と認められる場合は別途協議とします。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
9	要求水準書別紙		別紙1-2	責任範囲 (環境保全リスク)	環境保全リスクで、「受託者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)」について、受託者の責とされていますが、受託者が善良なる管理者の注意義務を怠った場合のリスク分担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
10	要求水準書別紙		別紙1-5 (5) イ	業務計画書 (保全管理計画)	保全管理計画項目の修繕計画に関する以下3点について、ご教示願います。 1. 本項で示される「修繕」とは、要求水準書第32条(業務内容)(4)で示される「小規模修繕業務」を指すという理解でよろしいでしょうか。 2. 「一件当たりの金額が一定額以下のもの」とは、要求水準書第32条(業務内容)(4)で示される「小規模修繕業務」を対象とした金額という理解でよろしいでしょうか。 3. 「年間及び月間における修繕の実施時期や施工業者、実施内容の計画」とありますが、本計画は受託者が行う施設機能確認や保守点検等の結果から受託者の裁量により修繕の必要性を判断し、作成するとの理解でよろしいでしょうか。	1. お見込みのとおり。 2. お見込みのとおり。 3. お見込みのとおり。
11	要求水準書別紙		別紙1-6 (1) 表3	流入基準 (流入水の水量)	表3 日永浄化センター流入基準(流入水の水量)の注意書きに「日最大及びは、H29～R1…」とありますが、「日最大及び雨天時最大は、H29～R1…」と読み換えるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
12	要求水準書別紙		別紙1-7 第1項(2) ア 表3、 イ 表5	目標基準 (放流水質、 汚泥焼却炉 排ガス等 目標基準)	運転管理要求水準として目標基準が表3(放流水質目標基準値)、及び表5(汚泥焼却炉排ガス等目標基準)に、それぞれ示されています。一方で、放流水質及び焼却炉の排ガスは、運転管理要領においても目標値として記載があり、目標値の差異がみられます。 目標基準は、要求水準書別紙1-7で示されている値が正という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
13	要求水準書別紙		別紙1-13 (1) ~ (18)	提出書類	「(1)業務着手時の提出書類等」から「(18)業務完了時の提出書類等」までの書類等の提出時期で「当月分を翌月5日までに提出すること。」とされている書類がありますが、土日祝日が連続することなどを踏まえ「翌月の5営業日(土日祝日を除く)までに提出すること」として頂くことは可能でしょうか。	翌月1日から5日までの間に土曜日、日曜日、祝日法に基づく祝日・休日、1月2日及び1月3日をはさむ場合は、これらの日を除く5日目までとします。
14	要求水準書別紙		別紙1-13 (1)	提出書類 (業務計画書)	業務計画書の提出時期が「契約締結後速やかに提出すること」とありますが、要求水準書第30条第1項では「令和4年2月28日までに業務計画書の作成、提出、貴市確認を受けるもの」、また委託契約書(案)第7条(業務計画書)第1項では「契約締結後業務開始前までに作成、貴市の確認を得るもの」とあります。 業務計画書の提出時期について、資料の優先順位として最優先となる委託契約書(案)の内容に基づくという理解でよろしいでしょうか。	業務計画書の提出時期は、契約締結後速やかに施設機能等の確認を行い、要求水準書第30条第1項に示すとおり、令和4年2月28日までに業務計画書の作成、提出、委託者の確認を受けるものとなります。
15	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)①ウ	通常時の業務 の内容	「各気象注意報、警報、特別警報発表時は委託範囲の各施設の巡回点検を行うこと。」とありますが、配置従事者の人命を最優先とし、安全を確保したうえで実施するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
16	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)②エ	設備故障時 の対応	設備故障時の対応として、作業内容が提示されていますが、記載されている作業のうち、以下の部品等は貴市より支給されるという理解でよろしいでしょうか。 1)ブレーカー、リレー、タイマー等 2)ベルトコンベアローラー 3)モーターポンプのロータ・ステータ	要求水準書別紙1-12「受託者が負担する消耗品等」に該当しないと判断される場合は、小規模修繕業務として対応するものとし、発注者から部品の支給は行いません。
17	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)②カ	保守点検業務	「掻寄機等の水中部における故障状況の確認や…水替作業」とありますが、故障状況の確認や水替作業に必要な大容量ポンプ等は貴市より貸与されるという理解でよろしいでしょうか。	水替作業に必要な資機材は、受託者の負担とします。 ただし、日永浄化センターが所有するポンプ等は協議により貸出可能な場合もあります。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
18	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)②キ	簡易修繕 (修理・造作)	簡易修繕(修理・造作)範囲が例示されていますが、以下の部品・材料は貴市より支給されるという理解でよろしいでしょうか。 1) 操作スイッチ 2) PLC用バッテリー 3) 電流計・電圧計・回転数計等の盤面取付計測器 4) アイソレータ 5) 沈砂搬出機用フライト板 6) し渣搬出機用ローラ 7) 空気槽安全弁	要求水準書別紙1-12「受託者が負担する消耗品等」に該当しないと判断される場合は、小規模修繕業務として対応するものとし、発注者から部品の支給は行いません。
19	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)②キ	簡易修繕 (修理・造作)	簡易修繕(修理・造作)で例示される範囲のうち、以下の内容は本業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。 1) 本業務で交換することで、メーカー保証がとれなくなる場合 2) 照明器具のランプ等交換で、脚立を使用しても届かない作業	1) の場合、発注者との協議により決定します。 2) 照明器具のランプ等交換は、本業務に含みます。
20	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)②キ	簡易修繕 (修理・造作)	簡易修繕(修理・造作)で例示される範囲のうち、「場内道路陥没の応急補修」とありますが、応急補修とはモルタル等で陥没箇所を埋めるなどの応急補修を行うという理解でよろしいでしょうか。また、その後の本復旧等の恒久対策は、本業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 ただし、本復旧等の恒久対策については、小規模修繕業務で対応可能な範囲は本業務に含みます。
21	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)②キ	簡易修繕 (修理・造作)	簡易修繕(修理・造作)で例示される範囲のうち、「鳥害対策」、「防波管内のゴミ除去」作業がありますが、これらの作業は、高所作業等の危険を伴わないものを本業務で行うという理解でよろしいでしょうか。	委託業務目的を達成するために必要な鳥害対策、防波管内のゴミ除去は、その対策費用を含め、本業務に含みます。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
22	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第3条	環境測定項目	表で示される環境測定項目の「全残留塩素」について、放流水の全残留塩素を毎日測定することが示されていますが、第3系統については遊離残留塩素での測定としてもよろしいでしょうか。 第3系統の処理方式は標準活性汚泥法であり、全残留塩素は測定値としてアンモニア分の影響を受けやすいため、残留塩素濃度の正確な把握、及び適切な放流水質を確保するためには、遊離残留塩素による環境測定が望ましいため、質問するものです。	終末処理場の放流水における残留塩素は、全残留塩素を記録することとしてください。 運転管理上必要な場合は、遊離残留塩素も測定して下さい。
23	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第5条 (3)	定期点検 (法定点検を含む)及び 定期交換業務	オイル及び冷却水等の調達について、「交換作業及び撤去・処分まで含むものとする。」とありますが、撤去・処分とは本業務期間中に発生したものを対象とするという理解でよろしいでしょうか。	本業務期間中において本業務に関して発生したものが対象となります。
24	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第7条	ユーティリティ (電気、電話、 水道、焼却炉用 ガス、薬品、 燃料等)の調達 及び管理業務	「なお、薬品及び燃料の調達は、第2系統水処理施設を含むものとする。」とありますが、本業務に運転管理業務(保守点検業務を含む)が含まれない第2系統のユーティリティを調達する時期については、購入依頼書等を貴市から書面で受領し、依頼書に基づき受託者が調達を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
25	要求水準書別紙 (水と緑のせせらぎ 広場維持管理業務 実施要領)		別紙2-2 第8項 (2)	安全管理	「土日祝日の草むしりやゴミ拾い等の手作業は可とするが、利用者に危険が及ぶ可能性のある草刈機等の機械作業は原則禁止とする。」とありますが、平日や門の施錠等を行い、利用者の安全を確保した場合には、草刈機等の機械作業は認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、土日祝日における草刈機等の使用は禁止します。
26	要求水準書別紙 (水と緑のせせらぎ 広場維持管理業務 実施要領)		別紙2-2 第11項	その他	「地元の協力者と相互の業務に支障が出ないように十分に配慮すること。」とありますが、地元の協力者の方が実施される内容を具体的にご教示願います。	地元の協力者が実施する内容は、景観維持のための清掃や花苗の植え込み等のボランティア作業です。これらの作業に支障が出ないように配慮してください。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
27	要求水準書別紙 (日永浄化センター 焼却炉排ガス 分析計点検業務 実施要領)		別紙3-6 第3項	委託業務内容	「排ガス分析計用校正ガス及び容器の処分は受託者の負担とする。」とありますが、「校正ガス及び容器の処分」とは、本業務期間中に発生したものを対象とするという理解でよろしいでしょうか。	本業務期間中における本業務に関するものが対象となります。なお、現在使用している容器は、校正ガス供給事業者からのレンタル品です。
28	要求水準書別紙 (小規模修繕業務 実施要領)		別紙5-1 第1項	定義	小規模修繕として、「修繕が必要な施設、設備の工事金額が130万円未満の修繕を行う」とありますが、130万円未満とは税抜での金額という理解でよろしいでしょうか。	税込130万円未満となります。
29	要求水準書別紙 (薬品仕様書)		別紙6-1 第2項 (5)	ガス処理用 液体苛性ソーダ	ガス処理用液体苛性ソーダの納入方法が「2.5m3(約3,000kg)／回」と示されていますが、年末年始などの長期休暇等を踏まえ、状況に応じて1回あたりの納入量を受託者の裁量で変更することができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、納入量を変更する場合は委託者の承諾を得ることとします。
30	運転管理要項 (小規模中継 ポンプ場 運転管理要項)	運転 管理 要項 -12 ページ	第2章 第5条 (1)	采女污水中継 ポンプ場における 運転管理要項	采女污水中継ポンプ場の運転管理について、「日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。」とありますが、現状は采女污水中継ポンプ場の運転監視が可能な環境が構築されていないと認識しています。 本業務の開始までに、日永浄化センター第2系統監視室で采女污水中継ポンプ場の運転管理が可能な環境が構築されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
31	公募型 プロポーザル 審査要項		第5項 (2)	第二次審査 について	「出席人数は4名以内とし、配置予定技術者の業務総括責任者がプレゼンテーション・質疑応答を行う。」とありますが、質疑応答については、業務総括責任者以外の者も補足回答できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
32	公募型 プロポーザル 企画提案書 作成要領	1	第1項 (1)	企画提案に 必要な書類	企画提案に必要な書類として、「10.辞退届」が記載されていますが、本書類は辞退する場合にのみ提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
33	公募型 プロポーザル 企画提案書 作成要領	2	第1項 (2)	書類作成方法 について	企画提案書で使用する文字のフォントは「明朝体を基本とし、サイズは10.5ポイント以上とする。」とありますが、企画提案書の見出し・タイトルなどは、評価者の方が容易に審査できるようゴシック体の使用は認めて頂けるでしょうか。	文字のフォントはゴシック体の使用を認めます。
34	公募型 プロポーザル 企画提案書 作成要領	2	第2項 (2)	提出方法 について	提出部数に「正副の区別なし。」とありますが、企画提案書のファイル表紙に参加する企業名称を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
35	公募型 プロポーザル 企画提案書 作成要領	2	第2項 (2)	提出方法 について	提出部数に「正副の区別なし。」とありますが、企画提案書の本文等で参加する企業名称が特定できるような表現、及び参加企業名称を表記しても良いという理解でよろしいでしょうか。	参加企業名の表記及び企業名称が特定できるような表現は禁止とします。
36	公募型 プロポーザル 企画提案書 作成要領	2	第2項 (2)	提出方法 について	「資格・実績を示す書類の写しも含む。」とありますが、様式3及び様式4に添付する資格・実績の写しのことを指しているのでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、様式3及び様式4については参加資格確認書類の提出期限(令和3年9月23日)までに提出するものとし、企画提案書提出時には不要とする。
37	様式集	7	様式3 第2項	維持管理業務 経歴書(1)	様式の注意書きに「参加グループの構成員ごとに作成し記入すること」とありますが、実施要領第4項(参加資格)(11)ア、イに記載される要件、及び審査要項第7項(1)表1(審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)(1/3))の業務実績に関する内容から、維持管理業務経歴書(1)は、参加グループの代表企業が記載する書類であると考えられます。 上記より、本様式は参加グループの構成員を省いた代表企業の内容を記載するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務経歴書(1)は、実施要領第4項(参加資格)(11)ア(ア)に示す参加グループの代表企業の履行実績として、該当する運転管理業務を記載してください。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
38	様式集	7	様式3 第2項	維持管理業務 経歴書(1)	本様式では「終末処理場の運転管理業務の履行実績」が求められていますが、実施要領第4項(参加資格)(11)ア(ア)に記載される要件、及び審査要項第7項(1)表1(審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)(1/3))の業務実績に関する内容で参加グループの代表企業に求められる「標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が30,000m ³ /日以上上の運転管理業務(水処理施設または汚泥処理施設のための運転管理業務は含まない)を、同一施設で2年以上受託した実績」の条件に該当する履行実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務経歴書(1)は、実施要領第4項(参加資格)(11)ア(ア)に示す参加グループの代表企業の履行実績として、該当する運転管理業務を記載してください。
39	様式集	8	様式3 第3項	維持管理業務 経歴書(2)	様式の注意書きに「参加グループの構成員ごとに作成し記入すること」とありますが、実施要領第4項(参加資格)(11)ア、イに記載される要件、及び審査要項第7項(1)表1(審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)(1/3))の業務実績に関する内容から、維持管理業務経歴書(2)は、参加グループの代表企業が記載する書類であると考えられます。 上記より、本様式は参加グループの構成員を省いた代表企業の内容を記載するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務経歴書(2)は、実施要領第4項(参加資格)(11)ア(イ)に示す参加グループの代表企業の履行実績と、同イ(イ)に示す構成員の履行実績として、それぞれ該当する運転管理業務を記載してください。
40	様式集	8	様式3 第3項	維持管理業務 経歴書(2)	本様式では「雨水用又は合流式下水道用のポンプ場の運転管理業務の履行実績」が求められていますが、実施要領第4項(参加資格)(11)ア(イ)に記載される要件、及び審査要項第7項(1)表1(審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)(1/3))の業務実績に関する内容で参加グループの代表企業に求められる「口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備の運転管理業務(河川排水機場の実績でも認める)を、同一施設で2年以上受託した実績」の条件に該当する履行実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務経歴書(2)は、実施要領第4項(参加資格)(11)ア(イ)に示す参加グループの代表企業の履行実績と、同イ(イ)に示す構成員の履行実績として、それぞれ該当する運転管理業務を記載してください。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
41	様式集	9	様式3 第4項	維持管理業務 経歴書(3)	本様式では「汚水処理施設の運転管理業務の履行実績」が求められていますが、実施要領第4項(参加資格)(11)イに記載される要件、及び審査要項第7項(1)表1(審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)(1/3))の業務実績に関する内容で参加グループの構成員に求められる「汚水処理施設で水処理能力が1施設として250m ³ /日以上 の運転管理業務を同一施設で1年以上受託した実績」と「雨水用又は合流式下水道用のポンプ場施設における、口径150mm以上のポンプ設備の運転管理業務を同一施設で1年以上受託した実績」のいずれかの条件に該当する履行実績を記載するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務経歴書(3)は、実施要領第4項(参加資格)(11)イ(ア)に示す参加グループの構成員の履行実績として、該当する運転管理業務を記載してください。
42	様式集	14~21	様式7-1 ~ 様式7-8	企画提案概要 ~自由記述	様式集の記述が求められる事項には、審査要項第7項(1)表1(審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準))で示される審査内容に記載がない内容が一部見受けられます。 様式集にのみ記載されている内容は得点として付与される対象となるのか、ご教示願います。 例)様式7-2(2.業務の組織体制)では、「業務を実施するために必要な実施体制と配置予定の有資格者について、考え方と具体的な体制について記述してください。」と示されていますが、審査要項の審査内容に記載が見受けられないなど	審査に対する評価点の内訳については、質問を受け付けません。
43	様式集	15	様式7-2	業務の組織体制	「業務を実施するために必要な実施体制と配置予定の有資格者…」に関して記載が求められていますが、配置予定の有資格者は、添付資料として提出を認めて頂けないでしょうか。 本様式では、ページ枚数の制限に対して審査内容が多いため、有資格者を記載するスペースを確保するために質問するものです。	添付資料としての提出は認めません。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
44	様式集	16	様式7-3 第3項 ①	運転管理業務 (処理施設 運転管理業務)	「下水汚泥及び焼却灰の搬出、収集・運搬、処分」に関する記述が求められていますが、要求水準書別紙2-1(共通仕様書)第3項(業務の範囲外)(6)では、「下水処理過程で発生する下水汚泥及び焼却灰の収集運搬及び処分業務」が業務の範囲外として示されています。企画提案書としてどういった記述を本様式で求められているか、ご教示願います。	第3系統から焼却炉への搬出、収集運搬について、また、廃棄物処分を外部委託する場合については、それらの搬出業務について記述をお願いします。廃棄物処分を外部委託する場合における収集運搬及び処分についての記述は必要ありません。
45	委託契約書(案)		第12条 第1項	業務総括責任者 及び 副総括責任者等	業務総括責任者の変更について、「委託者が承諾した場合に限るものとする。」とありますが、包括的民間委託(性能発注)の考え方等を踏まえ、実施要領、要求水準書等で記載される要件と同等以上の者であれば、受託者の裁量による変更は可能という認識でよろしいでしょうか。	委託契約書(案)に記載のとおり、業務総括責任者の変更は、委託者及び受託者の協議の上、委託者が承諾した場合に限るものとします。
46	要求水準書		第7条	質問書、 企画提案書等 の取り扱い	質問書と企画提案した事項に関して優先順位が示されていますが、本業務において最も優先されるものは、「委託契約書、及び委託契約書の条項」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、委託契約書に関しての質問書に対する委託者の回答内容は委託契約書より優先されるものとします。
47	要求水準書		第40条 第2項	対外的補償が 求められた場合	「受託者は、契約書で定める緊急事態となった場合を除き、次のとおり対外的補償等に対し責任を負うものとする。」とありますが、委託契約書(案)第29条(第三者に及ぼした損害)、第30条(不可抗力による損害)、及び別紙1-2(責任範囲)に基づき、受託者の責によるものを対象とするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
48	要求水準書別紙 (運転管理 要求水準)		別紙1-7 第1項 (1) ア表1、 (2) ア表3	放流水質の 要求水準値、 目標基準値	表1(放流水質要求水準値)、及び表3(放流水質 目標基準値)の注意書きで、「濃度及び大腸菌群 数は日間平均値とする。」とありますが、計装設備 (TN、TP計等)が設置されていない項目は、別紙 1-8(運転管理要求水準を満足しない場合の対応) 第1項で示される「受託者の自主採水や計量証 明」により要求水準等達成の判断を行うという理 解でよろしいでしょうか。 また、計装設備が設置されている項目は、帳票等 に記録される「1時間ごとの正時データ」から日間 平均を算出し、要求水準等達成の判断を行うとい う理解でよろしいでしょうか。	受託者の自主採水で判明した場合や計量証明で 判明した場合等により、要求水準等の達成の判断 を行います。
49	要求水準書別紙 (運転管理 要求水準)		別紙1-7 第1項 (1) イ表2、 (2) イ表5	汚泥焼却炉 排ガスの 要求水準値、 目標基準値	表2(汚泥焼却炉排ガス要求水準値)、及び表5(汚 泥焼却炉排ガス等目標基準)について、別紙1-8 (運転管理要求水準を満足しない場合の対応)第2 項①で「排ガス分析計の計測値により契約基準又 は法定基準を満たしていない…」とありますが、 ばいじん・HCL・ダイオキシン類等の計装設備が設 置されていない項目は、別添4-4(日永浄化セン ター項目別試験頻度一覧表(4))で示される分析 結果から、要求水準等達成の判断を行うという理 解でよろしいでしょうか。 また、SOx等の計装設備が設置されている項目 は、帳票等に記録される「1時間ごとの正時デー タ」から1日当たりの平均値を算出し、要求水準等 達成の判断を行うという理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおり。ただし、定期計測以外の分析 により、契約基準又は法定基準を満たしていない ことを受託者が把握した場合、直ちに委託者に報 告を行うこととします。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
50	要求水準書別紙 (運転管理 要求水準)		別紙1-7 第1項 (2) イ 表5	目標基準 (汚泥焼却炉 排ガス等 目標基準)	表5(汚泥焼却炉排ガス等目標基準)で、「焼却炉 出口排ガス温度(℃)」の目標基準が850以上と されています。 一方、運転管理要項6ページの第3条(設計諸元) の焼却炉に係る設計諸元では、炉内燃焼温度は 850℃とされており、別紙1-7の管理目標値を正と して運転する場合には、炉内温度850℃以上を常 時保つ必要があります。 焼却炉設備の耐用年数などを踏まえ、別紙1-7で 示される目標基準は、受注後の協議等で値を見 直す機会を設けて頂けないでしょうか。	目標基準値の見直しに関しては、受託後に委託者 及び受託者により協議を行い、委託者が承諾した 場合に限るものとします。
51	要求水準書別紙 (運転管理 要求水準を 満足しない場合 の対応)		別紙1-8 第1項 ③	放流水質基準	別紙1-6(流入基準)(1)表3(日永浄化センター流 入基準(流入水の水量))の第3系統、及び第4系 統の流入基準値は、別紙1-1(対象施設)対象施 設一覧表に示される現有処理能力を超える値で 設定されています。 また、別紙1-6(2)表6(日永浄化センター流入基 準(流入水の水質))においても、第3系統及び第4 系統の基準値が別紙1-6(2)表5(日永浄化セン ター事業計画流入水質)に示される値を超えてい ることから、水量と同様に現有処理能力を超える 値に設定されています。 施設能力を超える水量・水質が流入した場合、受 託者が善良なる管理者の注意義務を順守したとし ても、施設設計上の理由から必ずしも放流水質の 基準を達成できない可能性が考えられます。 上記のような事象が発生した際、別紙1-8(運転管 理要求水準を満足しない場合の対応)第1項③で 示されるとおり、受託者と委託者の協議により「委 託者と受託者の双方に責を帰すことができない事 由」にあたる場合は、受託者のペナルティは発生 しないとの認識でよろしいでしょうか。	別紙1-6(流入基準)(1)表3(日永浄化センター流 入基準(流入水の水量))は実績を踏まえて設定し ており、適切な維持管理により要求水準を達成で きるものとして設定しています。流入基準の範囲 内において、要求水準を達成できない場合の対応 は、別紙1-8及び別紙1-10に示すとおりです。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
52	要求水準書別紙		別紙1-10 第2項 ③	運転管理業務 委託料等の 計算方法	【ペナルティ日数の累積方法】の「水質検査結果またはTNTP計表示値により未達が判明した日を1日目として…」と記載されていますが、「TNTP計表示値により未達が判明した日」とは、別紙1-7(運転管理要求水準)第1項(1)ア 表1(放流水質要求水準値)の注意書きで示されるとおり、日間平均値(帳票等に記録される「1時間ごとの正時データ」から日間平均を算出した値)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
53	要求水準書別紙		別紙1-11	有資格者に 関する条件 (クレーン運転 技能者)	表中に示されるクレーン運転技能者とは、「床上操作式クレーン運転技能講習修了者」「クレーン運転特別教育」「小型移動式クレーン運転技能講習」との認識でよろしいでしょうか。	使用するクレーンにより必要な資格等が異なるので、施設に併設されるクレーンのみでなく、受託者にて準備し使用するクレーンも含めて、受託者の責任において関連法規を満足するために必要な資格取得者がクレーンを使用するようにしてください。 なお、橋北ポンプ場及び常磐ポンプ場の天井クレーンは、床上運転式クレーンであり、クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕免許が必要です。
54	要求水準書別紙		別紙1-13 (1) ~ (18)	提出書類	「(1)業務着手時の提出書類等」から「(18)業務完了時の提出書類等」までの書類等の提出時期で、「当該年度3月31日までに提出すること。」とされている書類がありますが、年度ごとの報告書として提出するものは、「当該年度翌月の5営業日(土日祝日を除く)までに提出すること」として頂けないでしょうか。	年度ごとの報告書としての提出期限は、当該年度の3月31日までとします。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
55	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)①イ	通常時の業務 の内容 (各施設の 運転監視業務)	夜間の監視(第2系統監視室・焼却炉設備)について、「夜間は、日永浄化センター第2系統監視室での以下に示す宿直業務による監視とする。」など、人員配置体制に関する仕様が記載されていますが、要求水準書第4条(責任範囲)第2項の「要求水準等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。」で示される性能発注の考え方に基づき、品質確保を前提とした配置体制の見直し(例:当直体制を夜勤体制に変更など)は可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、配置体制を見直す場合は委託者の承諾を得るものとします。
56	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1) ②コ	各施設 ポンプ井内 点検調査業務	「水替えのうえ、下記内容について目視調査を実施、記録し報告すること。なお、水替えが困難な施設については委託者と別途協議を行うこととする。」とありますが、施設によっては定められる目視調査の実施が困難なことも想定されます。上記の場合には、水替えが困難な施設と同様に協議により対応方法を検討する機会を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
57	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1)⑤	小学校の 見学者対応	本項で示される内容は、貴市が行う見学者対応の補助として案内や説明を実施するという理解でよろしいでしょうか。 また、案内や説明に資料が必要な場合には事前に貴市からご提供頂くとともに、現状の見学者対応の内容に関する引継ぎを行って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	見学者対応は受託者が主体となって案内や説明を実施してください。 また、パンフレット等の資料は提供しますが、説明資料が別途必要な場合は、受託者において準備してください。見学者対応の内容に関する引継ぎは引継ぎ期間に行います。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
58	要求水準書別紙 (特記仕様書)		別紙2-1 第2条 (1) ⑨ア	清掃、除草等 環境整備業務	「敷地外から侵入する樹木等は、隣接所有者と協議の上、必要に応じて剪定や伐採等を行うこと。」とありますが、脚立等で作業ができる範囲を対象とするという理解でよろしいでしょうか。 また、隣接所有者が不明、又は協議の不成立等が発生した場合には、今後の対応方法等について貴市と協議ができるという理解でよろしいでしょうか。	日永浄化センター第2系統内(汚泥処理設備を除く)における除草及び脚立を必要とする高木の樹木剪定については、本業務の範囲外ですが、上記以外については本業務の範囲内です。
59	要求水準書別紙 (地下ポンプ場等 仮設発電機 設置業務 実施要領)		別紙2-4 第3項	業務の内容	「受託者から委託者へ設置の伺いを行う。」とありますが、本実施要領で示される内容は仕様発注であることから、現在貴市が実施されている内容(判断基準)を確認した上で業務を行う必要があると考えています。 本業務の引継ぎ期間中に、受託者から貴市へ設置の伺いを立てるタイミングや貴市との連絡体制等について、協議して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
60	要求水準書別紙		別紙3-1 ～ 別紙3-11 (メーカー 点検業務)		本業務については全て現場のみで対応な範囲の項目を行うという理解でよろしいでしょうか。例:通常工場整備時のみ実施する(実施可能な)ケーシング取外等の項目が含まれております。	メーカー点検業務については、現地での整備を考えております。現地での対応が困難な箇所が含まれる場合は別途協議とします。
61	要求水準書別紙 (日永浄化センター 全窒素・全りん計 保守点検業務 実施要領)		別紙3-8 第4項 (2)1)	第4系統 (点検項目及び 実施回数 (1台当たり))	表内の4.水質分析(全窒素、全りん)項目で「10回／年」とありますが、この水質分析は別添4-1(日永浄化センター項目別試験頻度一覧表(1))「9.全窒素」・「10.全りん」の放流項目で、「2回／月」分析すると示される内容とは別に実施するという理解でよろしいでしょうか。 また、本項の水質分析(10回／年)について、現状の採水時期をご教示願います。	お見込みのとおり。 採水時期に関しては、TN-TP計における管理基準の分析を行う場合、及び保守部品交換等の点検時の機器停止が伴う場合に行ってください。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
62	要求水準書別紙 (蓄電池設備 定期点検業務 実施要領)		別紙3-10 第2項	業務の実施場所	第3項(業務の内容)で「別添1-4(メーカー点検一 覧表)に記載の蓄電池を点検すること」とありますが、別添1-4の蓄電池設備定期点検業務で示され る対象施設のうち、「八剣ポンプ場」と「采女汚水 中継ポンプ場」が別紙3-10第2項(業務の実施場 所)に記載が見受けられません。 上記2施設については、本業務の対象施設に含ま れるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
63	要求水準書別紙 (蓄電池設備 定期点検業務 実施要領)		別紙3-10 第6項 (1)	蓄電池設備 点検基準書	注意書きで「※3)電解液位について、著しく液位 が下がっている場合は液の補充を行うこと」とあり ますが、電解溶液は貴市から支給されるという理 解でよろしいでしょうか。	受託者の負担において実施してください。
64	要求水準書別紙 (消防用設備等 点検業務 実施要領)、 (空気調和設備 フロン類漏洩点検 業務実施要領)、 (地下重油タンク 点検業務 実施要領)		別紙4-3 第1項、 別紙4-4 第2項、 別紙4-5 第1項	対象施設 及び設備	要求水準書別紙4-3～4-5について、以下3箇所の 参照先は別添1-5(定期点検及び定期交換一覧 表)が合致すると思われますが、別添1-5を参照す るという理解でよろしいでしょうか。 ①別紙4-3(消防用設備等点検業務実施要領)第 1項 「要求水準書別添様式 別添1-4の消防設備等点 検業務に該当する…」とありますが、「消防設備 等点検業務」の項目が記載される別添1-5が本項 の参照先として合致すると思われます。 ②別紙4-4(空気調和設備フロン類漏洩点検業務 実施要領)第2項「要求水準書別添様式 別添1-4 の空気調和設備フロン類漏洩点検業務に該当す る…」とありますが、「空気調和設備フロン類漏洩 点検業務」の項目が記載される別添1-5が本項の 参照先として合致すると思われます。 ③別紙4-5(地下重油タンク点検業務実施要領)第 1項「要求水準書別添様式 別添1-4の地下重油タ ンク点検業務に該当する…」とありますが、「地下 重油タンク点検業務」の項目が記載される別添1- 5が本項の参照先として合致すると思われます。	お見込みのとおり。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
65	要求水準書別紙 (消防用設備等 点検業務 実施要領)		別紙4-3 第2項	業務の内容	消火器本体の更新、及び誘導灯の消耗品交換 (電球等)などの記載がないものは、本業務の対 象外という理解でよろしいでしょうか。	消火器本体の更新は本要領第2項(1)③消火器 の充填・詰替等と同じく別途委託者と協議としま すが、消耗品の交換については、要求水準書別紙1 -12「受託者が負担する消耗品等」に該当するも のについては、受託者の負担で実施してください。
66	要求水準書別紙 (空気調和設備 フロン類漏洩点検 業務実施要領)		別紙4-4 第3項	点検時期 (簡易点検)	「3か月毎に1回、計4回実施」とは、次項(点検内 容)で記載される「(2)簡易点検」の頻度を示す という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
67	要求水準書別紙 (空気調和設備 フロン類漏洩点検 業務実施要領)		別紙4-4 第3項	点検時期 (定期点検)	定期点検について「年1回以上の実施とする。」と されていますが、一方で別添1-5(定期点検及び 定期交換一覧表)では、「周期が3年」・「点検及び 交換年度がR6年」として示されています。 フロン排出抑制法では、7.5kW～50kWの空調機器 における定期点検は「3年に1回以上」とされている ことから、別添1-5で示される定期点検の頻度を正 とするとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
68	要求水準書別紙 (天井クレーン点検 業務実施要領)		別紙4-6 第7項	性能検査	天井クレーンの性能検査として、橋北ポンプ場が 「令和5年、7年度に」、常磐ポンプ場が「令和4、6、 8年度に」性能検査を行うこととされていますが、別 添1-5(定期点検及び定期交換一覧表)の天井ク レーン点検業務では、周期が3年と記載されてい ます。 上記より別添1-5で示される周期は、2年として読 み換えるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

質問回答書

業 務 名 : 日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

業務場所 : 四日市市内一円

整理 番号	書類名	ページ	項番	項目	質 疑 事 項	回 答
69	要求水準書別紙 (共通仕様書)		別紙6-1 第2項	各種調達業務	(1)光熱水費調達業務、及び(2)薬品調達業務について、「毎年度末に複数社から見積を徴収し、次年度の契約金額、又は各薬品の単価契約金額を委託者、受託者で協議し決定するものとする。」とありますが、調達業務の効率化や長期契約によるスケールメリットなどを考慮し、5箇年などの複数年による見積取得も認めて頂けるよう、受注後に見積取得方法を協議させて頂くことは可能でしょうか。	受託後に協議を行うことは可能です。
70	要求水準書別紙 (共通仕様書)		別紙6-1 第2項	各種調達業務	本業務について調達数量の予測が記載されておりますが、設備運転のため予測より数量が増加した場合は、要求水準書第39条(委託料等の支払い)(4)で示される「実費精算による支払い」が行われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する経費の増加については、受託者が負担すること。なお、受託者は年間の予測数量及び予測金額を常に把握し、委託契約書及び要求水準書等で定める執行限度額を超過する見込みが立った場合、または過年度実績を超過する見込みとなった場合は、超過する原因を特定し、委託者と協議を行うこととする。
71	要求水準書 別添様式 (定期点検及び 定期交換一覧表)		別添1-5	オイル及び 冷却水等定期 交換業務 (定期交換)	各施設のオイル保管場所において、保管が可能な最大量をご教示願います。	関係法令を遵守した保管量としますが、各施設の保管場所に格納ができない場合は保管量を調整してください。
72	公募型 プロポーザル 企画提案書 作成要領	2	第3項(5)	その他	「また、企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない」とありますが、包括的民間委託(性能発注)の考え方等を踏まえ、実施要領、要求水準書等で求められる要件と同等以上であれば、受託者の裁量による変更は可能との認識でよろしいでしょうか。	委託契約書(案)に記載のとおり、業務総括責任者の変更は、委託者及び受託者の協議の上、委託者が承諾した場合に限るものとします。
73	追加特記仕様書 (ユーティリティ (電気)の調達 及び管理業務 について)		第1項		第1項ア及びイに期間別のユーティリティ費の支払い方法が記載されていますが、実施要領第1項業務の概要に記載されている見積限度額の変更は無いものとしてよろしいでしょうか。	第1項に記載のとおり、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの高圧電力に係る費用は、電力会社へ委託者が支払いを行います。委託者が電力会社へ支払った金額は受託者へ別途請求させていただきますので、見積限度額の変更はありません。なお、見積書に関しては、別添の様式にて提出してください。